

研究ノート

外国子会社からの配当に関する一考察

— 2009（平成21）年度税制改正までの制度背景を中心に —

松 永 真理子[†]

要 旨

わが国では1962（昭和37）年度税制改正以降、国際的二重課税を排除する方式として、直接外国税額控除制度と間接外国税額控除制度が併存していた。ただし、外国子会社からの配当に係る後者については、2009（平成21）年度税制改正で廃止され、外国子会社配当益金不算入制度が創設された。

昨今、外国子会社配当益金不算入制度を適用することで多額の資金を還流させた事案としては、国際興業管理事件（最判令和3年3月11日民集75巻3号418頁）がある。そこでは、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当の取扱いが争点とされ、約432億円もの受取配当金が本制度の対象となった。

本稿では、外国税額控除制度の淵源を辿ることで、かねてより指摘されていた間接外国税額控除制度に係る問題と、外国子会社配当益金不算入制度との差異について検討する。その上で、前掲最判令和3年3月11日も争点になった資本剰余金の額の減少に伴う配当に関して、これら二つの制度からどのような影響を受けたのか考察する。

- はじめに
- 外国税額控除制度の淵源
 - 外国税額控除制度の創設
 - 高率負担分の除外—1988（昭和63）年度税制改正—
 - 間接外国税額控除制度に係る問題点—2009（平成21）年度改正に至るまでの経緯—
 - 小括—外国税額控除制度の留意点—
- 外国子会社配当益金不算入制度の創設
 - 法人税法第23条の2「外国子会社から受ける配当等の益金不算入」の創設
 - 外国子会社配当益金不算入制度と間接外国税額控除制度との相違点
 - 小括—外国子会社配当益金不算入制度による効果—
- 現行税法上の外国税額控除制度

- (1) 別表4における控除対象外国法人税額
 - (2) 別表1における控除外国税額
5. 資本剰余金からの配当と外国税額控除制度—三つの時代に区分した考察—
- (1) 2001年から2006（平成18）年度税制改正まで—法人税基本通達3-1-7の5の適用期間—
 - (2) プロラタ計算式に係るみなし配当部分の取扱い—2006（平成18）年度税制改正と2009（平成21）年度税制改正に焦点を当てて—
 - (3) 小括—制度背景の相違により浮き彫りになった論点—
6. むすびに

1. はじめに

OECD モデル租税条約においては、国際的な二重課税を排除することを目的として「国外所得免除方式（23A）」ならびに「外国税額控除方式（23B）」が定められている。この点につき、わが国では1962（昭和37）年度税制改正以降、直接外国税額控除制度（旧法法 69①）および間接外国税額控除制度（旧法法 69⑧）が併存していた¹⁾。しかしながら、外国子会社からの配当に係る後者は2009（平成21）年度税制改正にて廃止され、それに伴い創設された制度が法人税法第23条の2「外国子会社から受ける配当等の益金不算入」（以下、「外国子会社配当益金不算入制度」という。）である。

昨今、外国子会社配当益金不算入制度を適用することで多額の資金を還流させた事案として「国際興業管理事件（最判令和3年3月11日民集75巻3号418頁）」がある。本事件においては、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当の税務上の取扱いが争点になり、約432億円もの受取配当金が本制度の対象とされた²⁾。

本稿では、外国税額控除制度の淵源を辿ることで、かねてより指摘されていた間接外国税額控除に係る課題と、外国子会社配当益金不算入制度との差異について検討する。その上で、前掲最判令和3年3月11日でも争点になった資本剰余金の額の減少に伴う配当（法法 24①四）に関して、これら二つの制度からどのような影響を受けたのか考察する。

2. 外国税額控除制度の淵源

本節では、直接外国税額控除制度と間接外国税額控除制度が制定された経緯について確認する。

1) そのほか、みなし外国税額控除および外国子会社合算税制があげられる（法令142の3、措法66の7）が、本稿では直接外国税額控除と間接外国税額控除の二つに焦点を絞っている。

2) 国際興業管理事件の詳細については、松永（2023a）を参照。

(1) 外国税額控除制度の創設

1953（昭和28）年度税制改正を嚆矢に「外国税額控除制度（旧法 69①）」は導入された³⁾。そこでは、控除限度額を上限として控除対象外国法人税額をわが国法人税額から控除することが定められた。本制度は、いわゆる「直接外国税額控除」のことを示しており、「直接」という文言について、渡辺（1975, 27頁）は、「内国法人が自らの国外所得に対して自らが納税者となって直接納付した外国税額について税額控除を受ける」ものとの見解を示している⁴⁾。さらに、本制度には国別限度額方式⁵⁾のみが採用され、現行税法上適用される一括限度額方式は容認されていなかった。

次いで、1962（昭和37）年度税制改正においては、外国子会社から配当が行われた際に適用される「間接外国税額控除制度（旧法 69④）」が創設された⁶⁾。その制定趣旨について、吉国（1962, 17頁）は、下記のように述べている。

「内国法人の海外支店の場合には、外国でその利益について課税を受けるだけで、本店に対する利益送金には課税されないのに対して、外国子会社の場合には、外国で法人税を課せられる上に、支払配当に対して源泉徴収されるのが通例で、しかも外国税額控除の対象となるのは配当に課せられた源泉徴収税額のみで、子会社に課せられた法人税相当については控除の途がなく、支店の場合に比して不利をまぬがれない。わが国の企業が進出している外国の中には日本法人の支店を認めず、現地資本との合併による子会社でない設立を認めない場合があるので、この場合の税制上の不利を救済する必要がある。」

すなわち、外国支店と外国子会社という事業形態の相違から生ずる税負担の差異を払拭することが目的であったことが窺える⁷⁾。ここで、間接外国税額控除は直接外国税額控除と異なる性質を有する制度ではなく、「外国子会社の納付した外国法人税を、一定要件のもとに、親会社である内国法人が直接納付したものと擬制したうえで、直接控除制度のシステムをそのま

3) その年の特徴として、矢内（1987, 9頁）は、「この年は朝鮮戦争休戦後の不況乗り切りのため輸出促進の政策が税制面からなされ、外国税額控除制度の他に、輸出に伴うキャンセル、クレームのために輸出損失準備金積立金額の損金算入及び海外支店の特別償却が認められている」と言及している。

4) 「間接」については、「外国子会社が納付した外国税額について、親会社である内国法人がいわば『間接』に税額控除を受けるという意味」（渡辺1975, 27頁）と述べている。

5) 外国ごとに控除限度額を算出し、その範囲において各々の国で課された外国税額を控除する方式のことである。詳しくは、渡辺（2005, 27頁）を参照。

6) 間接外国税額控除制度が適用される外国子会社の範囲は、親会社である内国法人が、配当の支払確定の日以前6か月以上引き続いて25%以上の株式を有している子会社（旧法 69④, 旧法令 146）とされている。

7) そのほか、水野（1995, 38頁）、矢内（1987, 10頁）を参照。

まのせるといもの」(渡辺1975, 116頁)である点に留意せねばならない。要するに、外国子会社から配当が行われた場合に、納付された外国法人税のうち親会社である内国法人が受領した配当に対応する所得に関しては、間接外国税額控除制度の適用対象になる⁸⁾。具体的には、下記のように法人税額が算出される(旧法 69⑧, 旧法令 147①)。

$$\text{間接外国税額控除に係る法人税額} = \frac{\text{外国子会社の配当に係る事業年度の外国法人税額} \times \text{親会社が受領した受取配当金額}}{\text{外国子会社の所得金額} - \text{外国子会社の配当に係る事業年度の外国法人税額}}$$

また、1962(昭和37)年度税制改正において、間接外国税額控除制度の創設に加えて一括限度額方式⁹⁾が認容され、国別限度額方式とのいずれかを選択することが可能になった。これは、「国別限度額方式の計算の煩雑さを回避するため及び外国税の控除に国別の過不足が生ずる国別限度額方式よりも一括限度額方式のほうが納税者にとって有利になる」(矢内1987, 10頁)ためであった¹⁰⁾が、その一年後の1963(昭和38)年度税制改正において、国別限度額方式は廃止されている。

(2) 高率負担分の除外 — 1988(昭和63)年度税制改正 —

前節の内容を踏まえて、直接外国税額控除制度と間接外国税額控除制度の仕組みを示したものが図表1である。

ここで、図表1の「高率負担分の除外(旧法 69①, 旧法令 142の3, 旧法令 147①)」に関しては、1988(昭和63)年度税制改正¹¹⁾にて導入されている。改正前においては、一括限度額方式が適用された際における高率負担分の彼此流用が問題視され、立案担当者である中尾彦氏(主税局国際租税課(組織名は当時のもの))は、次のように指摘した(中尾1988, 384-385頁)。

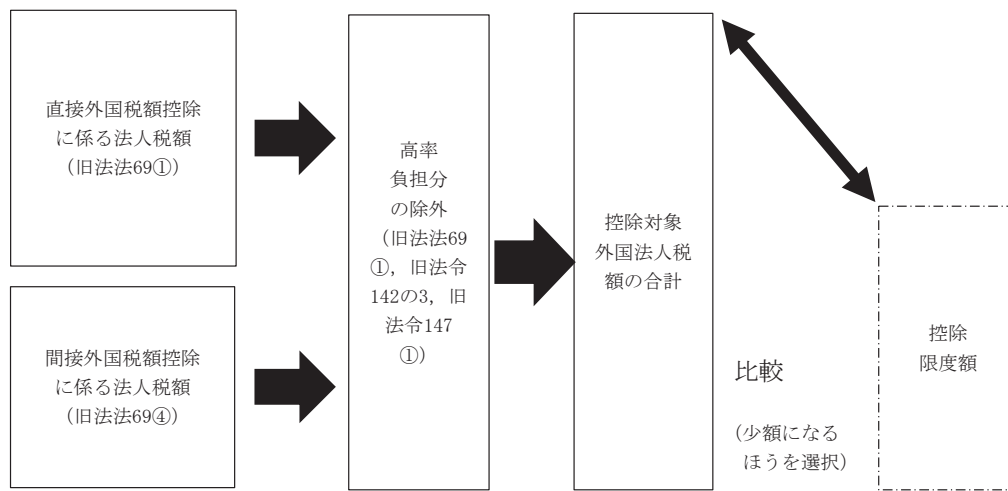
8) 受取配当金に係る外国源泉税に関しては、直接外国税額控除制度が適用されることにも注意する必要がある(渡辺2005, 235頁)。

9) 渡辺(2005, 27頁)は、「全世界所得に対するわが国の税額を、すべての外国を通算した国外所得とそれ以外の所得(国内所得)との比に按分することにより一括して控除限度額を計算するとともに、納付した外国税額はどの外国で課されたかを問わず、すべてこの一括限度額の範囲内で控除することを認めるというもの」と言及している。

10) そのほかの改正点として、地方税に対して外国税額控除が適用されたことがあげられる。

11) 本改正前の外国税額控除制度については、「諸外国にくらべて相当寛大になっている面がある、あるいは国際的三重課税の排除という制度本来の趣旨を超えた控除が行われる問題点がある」との指摘があった(中尾1988, 381頁)。そのほか、朝長編(2009, 39頁)も参照。

図表1 外国税額控除制度の仕組み



(出所)：矢内・高山(2008, 163頁)を筆者一部修正。

「我が国の実効税率を超える高率で課された外国税が、他の軽課税ないし非課税とされた国外所得より生じる控除枠を利用して控除されてしまうという問題が生じます。(中略)一括限度額を採用していることから生じる控除枠のいわば『横の彼此流用』のほか、控除余裕額の5年間繰越及び限度超過額の5年間繰越を認めていることから生じる控除枠のいわば『縦の彼此流用』の問題もあります。」

上の問題を解消すべく、控除対象外国法人税額とならない高率部分は調整の対象外とされ、損金に算入されることとなった(旧法69①, 旧法令142の3)¹²⁾。

(3) 間接外国税額控除制度に係る問題点——2009(平成21)年度改正に至るまでの経緯——

外国子会社からの配当に係る間接外国税額控除制度については、2009(平成21)年度税制改正で廃止されたが、本制度はかねてより批判の声が複数寄せられていた。それらはおよそ二つに収斂され、まず一つは、外国子会社に資金が留保され、国内への資金還流が減少する問題である。当時の状況について、野田(2012, 101頁)は、「海外子会社が国外の源泉地で獲得した所得を内国法人の親会社に配当として国内に送金するよりも国外で資金を留保ないしは国外で再投資に回されていて、わが国への資金の還流の阻害要因となっていた」と言及している¹³⁾。

12) 間接外国税額控除制度における高率部分は、「配当に係る源泉税を含めて実効税率を50%の範囲にとどめる」(矢内・高山2008, 201頁)ことが要請されていた(旧法令147①)。渡辺(1990, 180-182頁)も併せて参照。

13) 渡辺(2011, 95頁)、鈴木(2012, 109頁)にも同様の見解がある。

もう一つは、間接外国税額控除制度の税務上の取扱いが複雑かつ煩雑であった点¹⁴⁾であり、これに関して、南波（2009, 30頁）は、「その計算方法自体が複雑なものであり、かつ、申告に際しても多大な各種情報・書類（外国法人税申告書等）を収集して申告書に添付する必要がある。これらは、納税者に大きな負担を物心両面で強いるもの」と批判した。また、それが要因となって本制度が「どの程度機能していたのか必ずしも明確でない」（鈴木2012, 109頁）との見解も示されている。

かような状況を踏まえて国際租税小委員会は、外国子会社配当益金不算入制度導入に向けた中間論点整理「我が国企業の海外利益の資金還流について——海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて——」にて、以下のように述べた（国際租税小委員会2008, 1頁）。

「近年、我が国企業の海外生産比率が向上し（中略）、海外子会社の利益は2001年と比較して4倍超にまで大幅に増加している。こうした中、我が国企業は、これらの海外利益の多くを国内に資金還流させずに海外に留保する傾向がみられ、海外での内部留保額が急増している。（中略）こうした現状認識の下、我が国企業が強みを活かして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備を行うことが喫緊の課題となっている」（圏点筆者。以下、同。）

上の意見が公表されたのは2008年8月であり、この時点で外国子会社配当益金不算入制度が導入される目的は、「国内への資金還流」であった（渡辺2012a, 71頁）。それに加えて、間接外国税額控除制度が適用される際に懸念されていた税務申告に係る複雑な事務作業については、「海外子会社からの配当の益金不算入制度の導入により、間接外国税額控除制度が廃止となることから、海外子会社からの配当について、税額控除を受けるための膨大な事務作業から解放され、より簡素な手続によって二重課税の排除がなされることとなる」（国際租税小委員会2008, 11頁）と言及している。

続いて、同年11月には税制調査会が「平成21年度の税制改正に関する答申」を公表した。そこでは、「我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけ戻すことができることが重要である。外国税額控除制度については、こうした企業の配当政策の決定に対する中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入することが適当」とし、その上で、

14) 間接外国税額控除制度を適用する際に必要となる添付書類については、旧法人税法施行規則第29条の3に規律されていた。詳しくは、矢内・高山（2008, 133頁）を参照。

「本制度を導入することにより、国内に還流する利益が、設備投資、研究開発、雇用等幅広く多様な分野で我が国経済の活力向上のために用いられることが期待される」（税制調査会2008, 7頁）と述べた。

以上を踏まえると、外国子会社からの配当に係る取扱いには、国際租税小委員会と税制調査会の双方において、資金の還流および課税の中立性、さらに制度の簡素化が重視されていた。

(4) 小括 — 外国税額控除制度の留意点 —

本章では、わが国における外国税額控除制度の変遷と、外国子会社配当益金不算入制度の導入に向けた政府の対応について確認した。間接外国税額控除制度は、外国支店と外国子会社の中立性を担保することを目的として、直接外国税額控除制度に併存する形で制定された。しかしながら、その取扱いの複雑さや外国子会社における内部留保の観点から批判が寄せられていたことは、すでに述べたとおりである。

次章においては、2009（平成21）年度税制改正における外国子会社からの配当の取扱いを整理する。

3. 外国子会社配当益金不算入制度の創設

2009（平成21）年度税制改正において、間接外国税額控除制度（旧法第69⑧）は廃止¹⁵⁾され、外国子会社配当益金不算入制度（法第23の2）が定められた。

(1) 法人税法第23条の2「外国子会社から受ける配当等の益金不算入」の創設

外国子会社配当益金不算入制度が適用されると、外国子会社からの配当金額のうち95%が益金不算入とされる。対象になる外国子会社の要件としては、保有割合が発行済株式数または出資金額の25%以上の株式数あるいは出資金額を所有しており¹⁶⁾、剰余金の配当等の支払義務確定日以前から6ヵ月以上継続する場合となる（法第23の2①、法令22の4①¹⁷⁾）。また、その制定趣旨に関しては、「平成21年度税制改正の解説」に下記のような記述がある（財務省2009, 425頁）。

15) 本改正に伴い、外国子会社の外国税額を益金に算入させる「グロスアップ規定（旧法第28、旧法令27）」も廃止された。ただし、2009年4月1日から3年間は、一定の要件のもと間接税額控除制度を適用する経過措置が講じられている（改正法附則12②、改正法令附則13）。

16) 発行済株式総数あるいは出資総額のうち、内国法人が保有している株式数または出資金額が占める割合か（法令22の4①一）、議決権のある株式数あるいは出資金額のうち、内国法人が保有している株式数または出資金額の占める割合（法令22の4①二）のことである。

17) 租税条約における二重課税排除条項で保有割合が25%未満である場合には、たとえ保有割合が25%未満の外国子会社からの剰余金の配当であっても、本制度の対象になる（法令23の3④）。

「わが国企業はグローバルに事業を展開し、海外市場で獲得した利益の多くは国内に還流させることなく海外に留保する傾向がみられます。(中略)このような状況に対しては、わが国経済の活性化の観点から、海外市場で獲得する利益をわが国に還流させる『好循環』の確立が、わが国経済の持続的発展のために重要であり…」

それに加えて、「わが国企業が外国子会社の利益を必要な時期に必要な金額だけ戻すことができることが重要であると考えられ、外国子会社利益の国内還流に向けた環境整備が求められています。このため、外国子会社から受ける配当に係る二重課税排除の方式として、こうした企業の配当政策の決定に対する税制の中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、(中略)外国子会社配当益金不算入制度が導入されました」(財務省2009, 425頁)と言及した。

このように、2009(平成21)年度税制改正では、先述した国際租税小委員会の中間論点整理と、税制調査会の「平成21年度の税制改正に関する答申」の双方が加味されたものと見受けられる¹⁸⁾。

(2) 外国子会社配当益金不算入制度と間接外国税額控除制度との相違点

外国子会社配当益金不算入制度の適用に伴い、配当に係る外国源泉税等については損金に算入されないこととなった(法法 39の2, 法法 26②, 法令 78の2)。加えて、外国税額控除の対象となる控除対象外国法人税額にもそれは含まれない(法法 69①, 法令 142の3⑦三)。

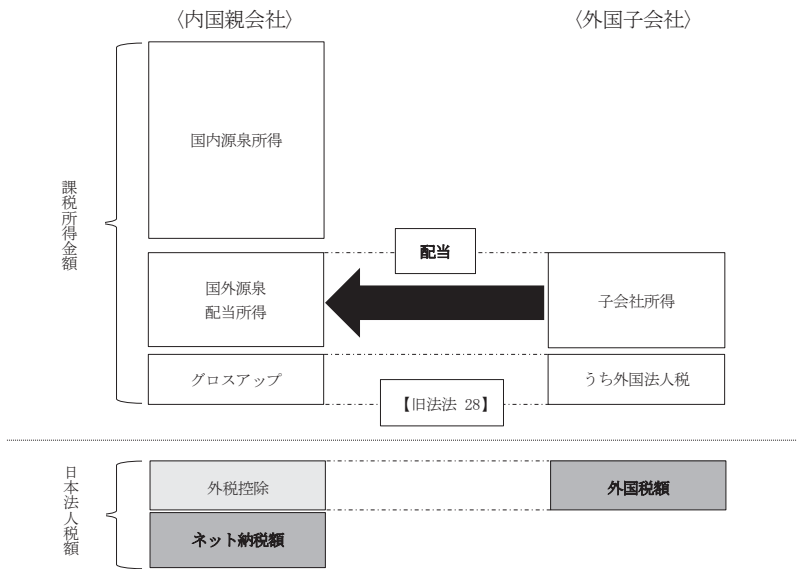
要するに、外国子会社から剰余金の配当が実施された際には、配当総額のうち益金不算入部分を除いた5%部分と、配当に係る外国源泉税等が課税対象とされる。とりわけ前者に関しては、外国子会社から配当を受領する際に要した費用に相当し、一律の割合とされる理由は、その経費を算定することは困難であり、「納税者の事務負担の軽減や制度の簡素化の観点及び諸外国の例(国外所得免除方式を採用するドイツや資本参加免税を採用するフランスにおいても剰余金の配当等の額の5%相当額が控除されています。)」(財務省2009, 430頁)を勘案したためとされる。また、この点については、青山(2008, 133頁)が「外国子会社から受け取る配当を全部非課税にすることになりますと、その受取配当について、もし親会社に発生している費用があった場合に、費用は日本の費用として控除する、海外で上がった配当は丸々免除するとなると、二重に税制のメリットを与えていることになるので、当然、海外の配当に帰すべき費用については、その分削減して非課税を画すべきではないか」と指摘している。このように、本制度で5%相当分を益金に算入させることは、税法上のメリットを二重に享受させることを防ぐためとされる。

18) この点につき、渡辺(2012a, 73頁)は「中間論点整理よりも、どちらかといえば政府税調答申に近い」との見解を示している。

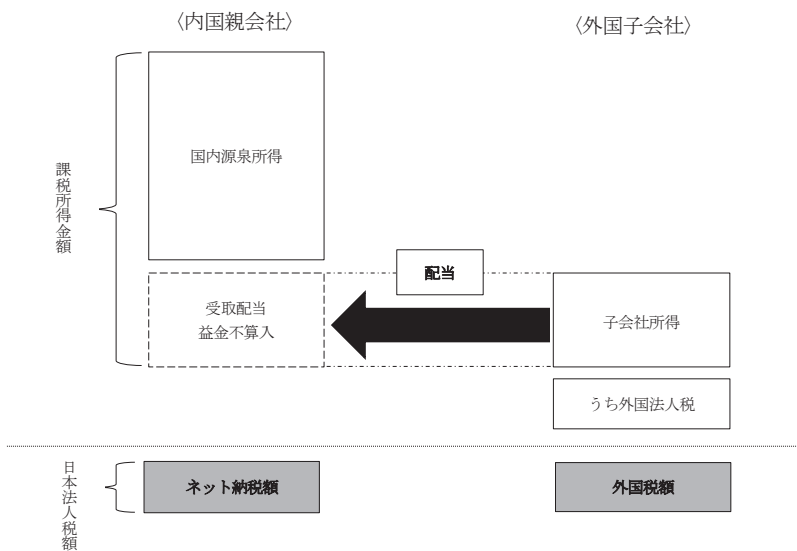
改正前における間接外国税額控除制度（旧法 69⑧）と、外国子会社配当益金不算入制度（法 23の2）の取扱いを比較したものが図表 2 である。

図表 2 2009（平成21）年度税制改正前後における外国子会社配当の取扱いの差異

【改正前】間接外国税額控除制度（旧法 69⑧）



【改正後】外国子会社配当益金不算入制度（法 23の2）



（出所）：財務省（2009，426頁）を筆者一部修正。

(3) 小括——外国子会社配当益金不算入制度による効果——

外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴う影響に関しては、「創設前は外国子会社の利益のうち、国内還流の比率は50～60%にすぎなかったが、改正後の平成21年は同比率が72%、平成22年は95%という推移をみると、本制度の影響が非常に大きい」（申田 2012, 68頁）との意見がある¹⁹⁾。その一方で、渡辺（2012a, 87頁）は「外国子会社配当益金不算入制度が導入されたために、国外から資金が還流され、かつ当該還流資金が国内において有効に投資されるという『期待された効果』の発生は、必ずしも明らかにすることはできなかった」と述べており、見解の対立がみられる。いずれにせよ、外国子会社配当益金不算入制度がもたらした効果については、長期的な視点から捉えるべきではなかろうか。

また、配当に係る外国源泉税が外国税額控除の対象から外れたことにも注意せねばならない。これについて、南波（2009, 35頁）は、「必ずしも企業が有利になるケースばかりではない。特に、外国子会社が所在する現地国の法人税率や配当にかかる源泉税率が高い場合には、旧制度よりも新制度の税負担のほうが大きくなる場合もある」と述べ、朝長編（2009, 276-277頁）は、「平成21年度改正は、我が国よりも実効税率が高い国に子会社を設けて高い税負担をしている場合には、更に税負担が高くなり、実効税率が低い国に子会社を設けて低い税負担をしている場合には、更に税負担が低くなる、という状態を生じさせる」と指摘した²⁰⁾。すなわち、間接外国税額控除制度が適用されていた際には想定されていなかった新たな問題も生ずることになった²¹⁾。

なお、2021年3月1日付で経済産業省によって開催された「第1回 デジタル経済下における国際課税研究会」の事務局資料によると、外国子会社配当益金不算入制度が導入された2009年時点では、国内へ還流された配当金等は約3.03兆円、海外での内部留保金額は約0.71兆円であった。そして、その10年後の2019年における配当金は約7.16兆円であったが、それと同時に海外での留保額も約7.33兆円と増大している（経済産業省貿易経済協力局2021, 12頁）。結果として、国内に対する資金還流は促進されたものの、海外における内部留保金額も併せて多額になっている²²⁾。

19) 日本経済新聞（2011年7月19日）および経済産業省「通商白書」（2011年度版）第3-1-4-8図を参照。

20) 渡辺（2012a, 87頁）も併せて参照。

21) 外国子会社配当益金不算入制度はわが国の税収を減少させるとの指摘もある。たとえば、鈴木（2012, 109頁）は、「間接外国税額控除制度と比べて企業にとっては海外進出のインセンティブとなる一方、静学的にみれば政府にとっては税収減となる」とし、安部（2012, 158頁）は、「当該制度の導入は、国外所得に対するわが国の課税権を事実上一部放棄するもの」と批判した。

22) 2016年から2019年まで同様の状況となっている（経済産業省貿易経済協力局2021, 12頁）。

4. 現行税法上の外国税額控除制度

現行税法上、外国子会社配当益金不算入制度の対象外となる外国法人²³⁾から配当が実施された場合には、外国税額控除制度（法法 69）が適用される。これにより、外国子会社からの配当と、外国子会社以外の外国法人からの配当に係る取扱いには、図表 3 のように差異が生ずる²⁴⁾。

図表 3 現行税制における外国法人からの配当の取扱い

対象企業	受取配当等	外国源泉税
【外国子会社 ²⁵⁾ 】 保有割合：25%以上 保有期間：6か月以上	外国子会社配当益金不算入 制度（別表 4 減算）	損金不算入 （別表 4 加算）
		直接外国税額控除の適用なし （別表 1 の調整なし）
【外国法人】 ※保有割合25%未満、保有期間 6ヶ月未満の外国子会社も含む	外国子会社配当益金不算入 制度の適用なし （別表 4 の調整なし）	損金不算入 （別表 4 加算：控除対象外国法人税額）
		直接外国税額控除 （別表 1 減算：控除外国税額）

（出所）：筆者作成。

図表 3 で注目すべきは、外国子会社以外の外国法人（網掛け部分）から配当が行われた場合である。そこでは、外国源泉税に関して、別表 4 で外国税額を加算することで所得の金額を税引き前の金額に戻し（法法 41）、その後、別表 1 で先に加算された金額を法人税額から控除することとなる（法法 69①）。

（1）別表 4 における控除対象外国法人税額

本節では、別表 4 で加算する「控除対象外国法人税額」の計算方法について確認する。まず、控除対象外国法人税額に関しては、納付する外国法人税の額と、外国法人税の課税標準額に35%を乗じた金額のいずれか低いほうが選択される。これは、わが国における法人税、住民税および事業税の実効税率35%を超過した高率な外国法人税については二重課税とはみなされない

23) このうち、租税特別措置法第66条の8が適用される外国法人は除外される。詳しくは、上松（2012、150-153頁）を参照。

24) わが国における実効税率を超過して源泉徴収される場合には、高率負担分としてその超過分は外国税額控除の対象にならない。

25) ただし、外国子会社の本店所在地国において剰余金の配当の全額あるいは一部が損金に算入されていた場合には、外国子会社配当益金不算入制度の対象外となる（法法 23の2②一）。この点については、2015（平成27）年度税制改正にて制定されており、詳しくは財務省（2015、619頁）を参照。

ためである（法令 142の3）。

なお、その割合が35%とされたのは2011（平成23）年度税制改正（平成23年12月改正）²⁶⁾であり（法令 142の2①，法令 155の27），それ以前は50%であった。実効税率が変更された理由について，染谷（2012，26頁）は，「近年の法人実効税率の引下げに伴い，実質的に二重課税が生じていない税額まで控除できるという彼此流用の問題が注目されていたため」と指摘している。上の方法によって算出された金額は，図表4にある「控除対象外国法人税額」として，所得の金額に加算される。

図表4 別表4における控除対象外国法人税額（法令142の3）

摘 要		金 額
当 期 利 益 の 額		
加 算		
減 算		
仮 計		
寄附金の損金不算入額		
法人税額控除所得税額		
控除対象外国法人税額		×××
合 計		
差 引 計		
欠損金の当期控除額		△
総 計		
所 得 金 額		

（出所）：筆者作成。

（2）別表1における控除外国税額

次いで，別表1における「控除外国税額」に関しては，前節で取り上げた控除対象外国法人税額と，控除限度額のいずれか低いほうを選択される。控除限度額については，下記のように別表1の差引法人税額に当期の所得金額に占める当期の国外所得金額²⁷⁾の割合を乗じることで

26) そのほか，2011（平成23）年度税制改正では外国法人税の定義が明確化された。具体的には，複数の税率の中から納税者と税務当局との合意によって税率が決定された場合，最も低い税率を超過する部分は外国法人税から除外されることとなった（法令 141③三）。これは，いわゆる「ガーンジー島事件」（最判平成21年12月3日民集第63巻10号2283頁）の判決内容が影響を与えたものであり，詳しくは，財務省（2011，498-499頁）を参照。

27) 分子の「当期の国外所得金額」に関しては，国外源泉所得に係る所得金額と，当期の所得金額（別表4「差引計」）に90%を乗じた金額のいずれか低額のほうが採用される。これは，「たとえすべての所得が国外源泉所得であったとしても，全所得の10%程度は本社の貢献等があったものとしてわが

算出される（法令 142①②③）。

$$\text{控除限度額} = \text{別表 1 の差引法人税額} \times \frac{\text{当期の国外所得金額}}{\text{当期の所得金額（別表 4 「差引計」）}}$$

上の式を組み替えたものが次の計算式であり、控除限度額は当期の国外所得金額のうち別表 1 の差引法人税額が当期の所得金額に占める割合となる。

$$\text{控除限度額} = \text{当期の国外所得金額} \times \frac{\text{別表 1 の差引法人税額}}{\text{当期の所得金額（別表 4 「差引計」）}}$$

以下、別表 1 の資料（図表 5）を掲載しているが、差引法人税額と法人税額計の調整額には、使途秘匿金などの罰金部分が含まれる（措法 62①²⁸⁾。さらに、最上段にある所得金額については、別表 4 のそれと同様のものである。

図表 5 別表 1 における控除外国税額

摘 要	金 額
所 得 金 額	
法 人 税 額	
法人税額の特別控除額	
差引法人税額	
法人税額計	
控 除 所 得 税 額	
控 除 外 国 税 額	× × ×
差引所得に対する法人税額	
中間申告分の法人税額	
差引確定法人税額	

（出所）：筆者作成。

なお、繰越控除限度額（法法 69②）が生ずる際には別表 1 における控除限度額に、繰越控除対象外国法人税額（法法 69③）については、別表 1 の控除対象外国法人税額に各々加算される。

国の法人税を課税するという考え方による」からである（染谷 2012, 27頁）。

28) 法人税額が控除限度額を算定する際に用いられた場合に、当期の国外所得金額に乘じられる分数部分の分子が増大し、控除限度額がより多額に算出されることを防ぐためである。

5. 資本剰余金からの配当と外国税額控除制度——三つの時代に区分した考察——

本稿冒頭でも述べたとおり、外国子会社を発行人とする剰余金の配当に関しては、資金還流のスキームが租税回避行為の手段として用いられることが懸念されている。この点につき、太田・佐藤（2011, 328頁）は、「本制度（外国子会社益金不算入制度—筆者。）は、一定の株式保有要件を満たす海外現地法人からの配当を益金不算入とするという比較的単純な構造を有しており、（中略）租税回避行為に利用されやすいという面もあるように思われる」との見解を示している。

実際に、前掲最判令和3年3月11日では、外国子会社から資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当が実施され、有価証券譲渡損失が計上されたことに加えて（法令8①十八、法令23①四）、多額の受取配当金が外国子会社配当益金不算入制度の対象とされた（法法23の2）。ここで、資本剰余金の額の減少に伴う配当が現行税法と同様の取扱いになったのは2006（平成18）年度税制改正以降であり、それ以前は配当金額の全てが利益の配当とされていた（旧法基通3-1-7の5）。

本章においては、外国子会社からの剰余金の配当に係る取扱いと、資本剰余金を原資とする配当の取扱いを勘案することで、制度背景の相違により生ずる論点を指摘する。

(1) 2001年から2006（平成18）年度税制改正まで——法人税基本通達3-1-7の5の適用期間——

2001（平成13）年度6月商法改正では、法定準備金の減少手続きに関する立法措置が講じられ、資本金の1/4を超過する法定準備金を取り崩すことが可能になった（旧商法289②）。これにより、取り崩された部分の金額については、配当原資として用いることが許容されている（旧商法290①²⁹⁾。その後、平成15年2月28日付法令解釈通達において、法人税基本通達3-1-7の5「その他資本剰余金の処分による配当」が創設され、そこでは、「法人が受ける利益の配当が、商法第289条第2項《法定準備金の取り崩し制限》の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法第23条《受取配当等の益金不算入額》の規定の適用があることに留意する。」と定められた。換言すると、資本剰余金を原資とする配当に関しては、その原資にかかわらず「利益の配当」として取り扱われるようになった³⁰⁾。

29) 本商法改正に対する立法措置は、2001（平成13）年度税制改正にて講じられなかった。その理由については、松永（2023b, 77頁）を参照。

30) これを批判した論考としては、垂井（2002, 50頁）、鈴木（2005, 114頁）、成道（2007, 53頁）があげられる。なお、2001（平成13）年度税制改正における資本剰余金を原資とする配当の取扱いについては、松永（2023b）で検討している。

すなわち、その期間に外国子会社を発行法人として資本剰余金を原資とする配当が行われた場合に、有価証券の譲渡損益は認識されない。それに加えて、配当全額が間接外国税額控除制度の対象とされる点にも留意せねばならない。

(2) プロラタ計算式に係るみなし配当部分の取扱い——2006（平成18）年度税制改正と2009（平成21）年度税制改正に焦点を当てて——

2006（平成18）年度税制改正では、資本剰余金を原資とする配当にプロラタ計算式が適用された（法法 24①三，法令 8①十九，法令 23①三）。これにより、減少資本剰余金額は資本の払戻し部分（譲渡対価）とみなし配当部分に按分され³¹⁾、前者については有価証券の譲渡損益を認識することとなった（法法 61の2⑰，法令 119の9①）。他方、みなし配当部分には間接外国税額控除制度が適用されるが（法法 69⑧），ここで着目すべきは2009（平成21）年度税制改正以降，そこには外国子会社配当益金不算入制度（法法 23の2）が用いられることである。つまり，2006（平成18）年度税制改正から2009（平成21）年度税制改正までの期間と，2009（平成21）年度税制改正以降では，みなし配当部分の取扱いに差異が生じていた。

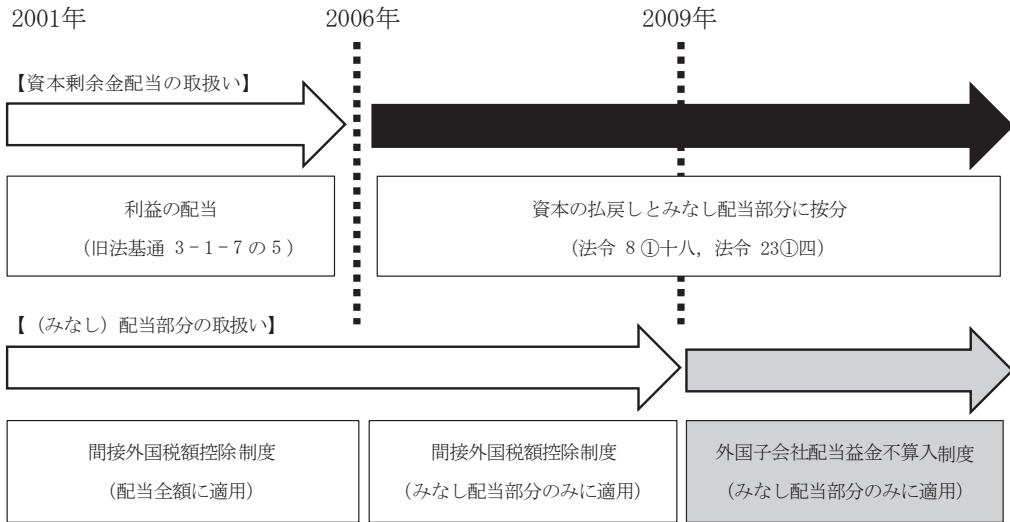
先にあげた国際興業管理事件のように，多額の利益剰余金を還流させた上で，そのほぼ全額を益金不算入とするには外国子会社配当益金不算入制度を適用する必要があるが，2009（平成21）年度税制改正前では困難といえよう。ただし，多額の有価証券譲渡損失を計上させることに関しては，プロラタ計算式が適用された2006（平成18）年度税制改正以降は可能となっている。

(3) 小括——制度背景の相違により浮き彫りになった論点——

間接外国税額控除制度および外国子会社配当益金不算入制度と，資本剰余金を原資とする配当の取扱いとの関係性をまとめたものが，図表 6 である。

31) 当時の立案担当者の見解としては，佐々木・小原（2006，34頁）を参照。

図表6 2001年から現行税制に至るまでの資本剰余金からの配当に係る取扱い



時期	資本剰余金の額の減少に伴う配当に係る取扱い
2001年 ～2006年度税制改正前	利益の配当（旧法基通 3-1-7の5） ・ 配当原資全体 ： 間接外国税額控除制度の対象（旧法法 69⑧）
2006年度税制改正 ～2009年度税制改正前	プロラタ計算式（旧法令 8①十九, 旧法令 23①三） ・ 資本の払戻し部分 ： 有価証券譲渡損益を認識（旧法法 61の2⑰, 旧法令 119の9①） ・ みなし配当部分 ： 間接外国税額控除制度の対象（旧法法 69⑧）
2009年度税制改正 ～現行税法	プロラタ計算式（法令 8①十八, 法令 23①四） ・ 資本の払戻し部分 ： 有価証券譲渡損益を認識（法法 61の2⑱, 法令 119の9①） ・ みなし配当部分 ： 外国子会社配当益金不算入制度の対象（法法 23の2）

(出所)：筆者作成。

図表6を踏まえると、間接外国税額控除制度が適用されていた時期と比して、外国子会社配当益金不算入制度が適用された2009（平成21）年度税制改正以降は、有価証券の譲渡損益と、みなし配当部分という二つの観点から、外国子会社から資金を還流させるインセンティブが高まったものと見受けられる。

6. むすびに

2009（平成21）年度税制改正以降、外国子会社配当益金不算入制度（法法 23の2）が適用されることで、わが国に還流される配当金額は増大した。しかしながら、外国子会社における内部留保額もそれと同時に多額になっている点については、今後も注視すべきであろう。

加えて、外国子会社を発行人とする資金還流のスキームが租税回避行為の手段として用いられることにも留意せねばならない。会社法施行に伴う2006（平成18）年度税制改正において、資本剰余金を原資とする配当にはプロラタ計算式が適用され、国際興業管理事件のように多額の有価証券譲渡損失を計上させることが可能になった。他方、みなし配当部分に関しては、外国子会社配当益金不算入制度が創設される2009（平成21）年度税制改正までは間接外国税額控除制度の対象であり、2006（平成18）年度税制改正から2009（平成21）年度税制改正までの期間は、現行税法とは異なる制度が適用されていた。

外国子会社配当益金不算入制度は、わが国への資金還流の促進および課税の中立性、税制の簡素化を目的として、間接外国税額控除制度に代わって創設された。ただし、それらの課題が本制度を適用することで全て解消されたのかについては、議論の余地が残される。

参考文献

- 青山慶二（2008）「わが国企業の海外利益の資金還流について—海外子会社からの配当についての益金不算入制度—」『租税研究』第710号，127-154頁。
- 朝倉歩（2013）「法人税申告書の提出前チェック 外国税額控除」『税務弘報』第61巻第3号，83-89頁。
- 安部和彦（2012）「特別論攷 外国子会社配当益金不算入制度導入の意義とその評価—わが国の国際課税制度体系における位置付けの検討—」『税経通信』第67巻第5号，158-166頁。
- 石田昌朗・南波洋（2009）「外国子会社配当等の益金不算入制度の創設」『Newsletter』2009年5月号，1-11頁。（https://www.eytax.jp/pdf/newsletter/2009/may2009_06.pdf）（最終アクセス日：2024年3月28日）
- 板野佳緒里（2010）「外国子会社配当益金不算入制度導入による影響」『税務弘報』第58巻第13号，82-89頁。
- 上松公雄（2012）「外国子会社からの受取配当の益金不算入制度」『日税研論集』第63号，133-162頁。
- 太田洋・佐藤修二（2011）「外国子会社配当益金不算入制度と租税回避」『経理研究』第54巻，328-343頁。
- 串田久志（2012）「外国税額控除，タックスヘイブン対策税制など 国際課税のポイント」『税務弘報』第60巻第3号，61-73頁。
- 経済産業省（2021）「第1回 デジタル経済下における国際課税研究会 資料3 事務局資料」（https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/international_taxation/pdf/001_03_00.pdf）（最終アクセス日：2024年3月28日）
- 国際租税小委員会（2008）「我が国企業の海外利益の資金還流について—海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて—〈国際租税小委員会 中間論点整理〉」

- (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/press/20080822002/20080822002.pdf>) (最終アクセス日：2024年3月28日)
- 財務省 (2009) 「平成21年度税制改正の解説」
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P424-P474.pdf) (最終アクセス日：2024年3月28日)
- 財務省 (2011) 「平成23年度税制改正の解説」
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2011/explanation/PDF/p491_525.pdf) (最終アクセス日：2024年3月28日)
- 財務省 (2015) 「平成27年度税制改正の解説」
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0615_0794.pdf) (最終アクセス日：2024年3月28日)
- 佐々木浩・小原一博 (2006) 「平成18年度税制改正 (法人税関係) について 会社法制定に伴う整備等を中心に」『租税研究』第681号, 31-84頁。
- 鈴木一水 (2005) 「増減資・自己株式等の資本等取引に係る課税上の諸問題」『租税研究』第669号, 106-115頁。
- 鈴木準 (2012) 「資金還流の動向と外国子会社配当益金不算入制度の位置づけ—対外投資収益と超高齢日本の所得源泉—」『税務弘報』第60巻第3号, 106-114頁。
- 税制調査会 (2008) 「平成21年度の税制改正に関する答申」
(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2008/pdf/201128a.pdf>) (最終アクセス日：2024年3月28日)
- 染谷英雄 (2012) 「外国税額控除限度額の計算」『税務弘報』第60巻第6号, 26-30頁。
- 垂井英夫 (2002) 「法定準備金制度改正のポイントと実務上の問題点」『税理』第45巻第13号, 45-52頁。
- 朝長英樹編 (2009) 『国際的二重課税排除の制度と実務—外国税額控除制度・外国子会社配当益金不算入制度—』法令出版。
- 中尾武彦 (1988) 『昭和63年 改正税法のすべて』大蔵財務協会。
- 成道秀雄 (2007) 「剰余金の分配」『税研』第23巻第1号, 51-56頁。
- 南波洋 (2009) 「外国子会社配当益金不算入制度」『税務弘報』第57巻第14号, 28-39頁。
- 日本経済新聞 (2011) 「日本企業 海外利益95%, 国内へ—昨年度 非課税効果で伸びる—」朝刊 (2011年7月19日), 5面。
- 野田秀三 (2012) 「外国税額控除」『日税研論集』第63号, 97-132頁。
- 増井良啓 (2012) 「外国子会社配当益金不算入制度は何のためにあるか」『村井正先生喜寿記念論文集 租税の複合法的構成』清文社, 203-220頁。(http://www.masuiju-tokyo.ac.jp/doc/FestschriftMurai.pdf) (最終アクセス日：2024年3月28日)
- 松永真理子 (2023a) 「国際興業管理事件再考—判例から読み解く資金還流のスキーム—」『立教経済学研究』第77巻第1号, 219-235頁。
- 松永真理子 (2023b) 「配当財源としての資本剰余金—法定準備金の規制緩和に関する史的考察—」『立教経済学研究』第77巻第2号, 61-89頁。
- 松永真理子 (2024) 「剰余金の配当に係る改正論点—会社法施行に伴う『資本剰余金』の史的考察—」『立教経済学研究』第77巻第3号, 61-79頁。
- 水野忠恒 (1995) 「外国税額控除」『日税研論集』第33号, 3-40頁。
- 矢内一好 (1987) 「外国税額控除の一考察」『税務大学校論叢』第18号, 1-58頁。
- 矢内一好・高山政信 (2008) 『外国税額控除の理論と実践』同文館。
- 吉国一郎 (1962) 『昭和37年度版 改正税法総覧』財政経済弘報社。

- 渡辺徹也（2012a）「外国子会社配当益金不算入制度の意義と効果—資金還流税制といえるか—」『租税法研究』第40号，67-94頁。
- 渡辺徹也（2012b）「税法における配当および資本の概念—会社法との比較を中心に」『（公社）日本租税研究協会 第64回租税研究大会記録』115-126頁。
- 渡辺淑夫（1975）『外国税額控除—国際的二重課税排除制度の研究—』同文館。
- 渡辺淑夫（1990）『全訂版 外国税額控除—国際的二重課税排除の理論と実務—』同文館。
- 渡辺淑夫（2005）『最新 外国税額控除（改訂版）—国際的二重課税排除の理論と実務—』同文館。
- 渡辺淑夫（2011）「外国子会社からの受取配当等の益金不算入」『税務弘報』第59巻第11号，95-99頁。